

常任委員会

Q & A

Q 町議会議員及び町長選挙における選挙運動の公営に関する条例の中では、町村議会議員選挙における供託金制度の導入は規定されているのか。

A 公職選挙法の改正で供託金制度が導入されるので、条例の中には規定していません。



Q 行政財産の使用料及び貸付料に関する条例を制定する理由は。

A 今まで規定がなく、公益性の確保並びに使用料、貸付料徴収に対する公平性を期するため、条例として正式に規定します。

Q 町が所有管理する行政財産ということですが、対象となる財産は。また、原宿台コミュニティセンターは含まれるのか。

A 行政財産は、設置及び管理に関する条例で個別に規定していますが、自動販売機やATMなど、目的外に使用をさせる場合の土地や建物が対象となります。また、原宿台コミュニティセンターは設置及び管理に関する条例により使用料を規定しています。

Q 行政財産である建物の使用料については、適正な価格に基づいて算出されるということですが、適正な価格というのは、どのように決めるのか。

A 評価額がない場合は、類似した施設を参考にして決定します。



Q 居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員であることが要件だが、その確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員を管理者とすることができるかとあるが、五霞町の現状は。

A 町内にある居宅介護支援事業所のうち、主任介護支援専門員のいない事業所は2箇所です。



Q 川妻浄水場の電気設備更新工事と浄水設備増設工事の進捗状況は。

A 更新工事については、請負業者と工程の流れを確認後、工事に入るところです。増設工事については、現場事務所の設営を進め、主要な工事を年明けから令和3年度にかけて進めていく状況です。

令和2年第1回臨時会が開催されました

令和2年11月30日に令和2年第1回臨時会が開催されました。

本臨時会では、専決処分の承認、今年度の人事院勧告に伴う町職員の給与に関する条例の一部改正等の議案が提出され、全議案とも原案のとおり承認・可決しました。

承認第14号	専決処分の承認について（令和2年度五霞町一般会計補正予算（第7号）） 歳入歳出それぞれ320万円の追加補正
議案第69号	五霞町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 人事院勧告に基づく給与改定
議案第70号	五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 人事院勧告に基づく給与改定